

答申第 836 号

情 公 第 1082 号

令和 8 年 4 月 17 日

神奈川県教育委員会
教育長 花田 忠雄 様

神奈川県情報公開審査会
会 長 田 村 達 久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 7 年 5 月 1 日付けで諮問された特定県立学校における特定授業に関する文書一部非公開の件（諮問第 921 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県教育委員会が、審査請求人からの令和6年11月18日付け行政文書公開請求に対し、行政文書一部公開決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、令和6年11月18日付けで、神奈川県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、別表の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げるとおり、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和6年11月28日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長した上、令和7年1月16日付けで、別表の「処分内容」欄に掲げるとおり、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和7年3月10日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分のうち、別表の項番1及び項番2の「処分内容」欄に掲げる処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 講演内容の録音、録画、写真について

「かながわ教育ビジョン」策定の趣旨は、「すべての県民とともに、明日のかながわを担う人づくりを進めるための総合的な指針」であり、その基本的性格は、「本県の教育推進の総合的な指針であり、市町村等をはじめ、すべての県民の皆様との共感と共有、協働と連携により、一体となった施策を展開していくもの」とされている。このような趣旨を踏まえ、「県立高等学校及び中等教育学校では、地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して教育活動を展開するために、開かれた高校づくりに取り組む」とされている。以上の趣旨を踏まえれば、中等教育学校には、県民の要請に応え、積極的に情報公開に応ずる責務がある。

授業参観なども行われるように、公教育としての授業の内容は広く県民にも公開されるべきもので、条例第5条第1号に該当せず、全部非公開とする理由はない。個人情報に関する箇所があれば該当箇所のみ非公開とすればよく、非公開情報が容易に分離できないとの理由も具体性に欠ける。県民には全く公開できない講演が生徒に行われたとすれば、不適切な授業が行われたとの誤解を生みかねない。これでは県民との信頼関係が損なわれるおそれがあり、「県民との共感と共有、協働と連携により、一体となった施策を展開していく」うえで支障となりかねず、速やかに公開されるべきである。

授業で使用される教科書、副読本、その他の補助教材等は、全て公開対象であり条例第5条第1号に該当しない。歴史総合の授業として行われた講演は言葉で述べられているものの、活字のテキストの補助教材と同じであり、非公開とする理由はない。

公教育における授業は、特定の団体を対象に非公開で行われるものとは異なる。授業としての講演は、公平性・公正性・公開性等が求められることを前提に行なわれたものであり、条例第5条第1号に該当しない。公金から謝礼が支払われていることも踏まえれば、講演内容は私的なものではなく公的なものであり、速やかに公開されるべきである。

講演者については、すでに公開された各種資料により特定されている。したがって、生徒及びその他の個人が特定できる映像・写真・発言のみを非公開とすればよく、全部非公開とする理由はない。

録音などは、データ加工のためのソフトウェア等を保有していなくても、公開できる部分だけ再録音して編集すれば容易かつ合理的に分離することが可能であり、部分公開できない理由とはならない。

弁明書には、講演者が非公開を希望する理由が明記されていないため、請求人としては適切に反論することができない。しかし、講演は私的な講演会や会合で行われたものではなく、公教育の授業として行われたものであり、公金から謝礼が支払われていることも踏まえれば、講演内容は私的なものではなく公的なものであり、講演者の希望があっても非公開とする理由にはならない。

(2) 生徒の感想文について

生徒の感想文は、生徒個人の所感であると同時に、授業がどのような効果や影響を及ぼしたかを測る資料でもある。より良い授業づくりのための評価尺度ともいえるものであり、教科書や教材などと同様、授業全体を構成する資料として公的な性格を併せ持っている。個人が判別できる箇所を除き公開されるべきである。

弁明書では「当該文書について、生徒の氏名が記載されており、当該箇所を公開すると特定の個人を識別することができ、若しくは識別され得ることから、個人識別情報に該当するため非公開とした」としている。しかし、生徒の氏名が記載されている該当箇所を非公開とすればよく、感想文をほぼ全面的に非公開とする理由にはならない。

弁明書では「生徒の感想文には、生徒それぞれの思想や信条が反映されており、個人の人格と密接に関係する内容のものである。そのため、当該箇所を公開すると、生徒個人の権利利益を害するおそれがあることから、権利利益侵害情報に該当するため非公開とした」としている。しかし、生徒の氏名を非公開とすれば、感想文から生徒個人を特定することはできず、生徒個人の権利利益を害するおそれはない。また、「特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該文書が該当するとの具体性に欠ける。

(3) その他について

弁明書では「その他請求人は種々主張するが、行政文書公開請求があった場合、条例に基づいて諾否決定を行うことから、当該主張は諾否決定の判断に影響しない」と述べている。これは請求人が、「かながわ教育ビジョン」等の趣旨を踏まえて、中等教育学校には県民の要請に応え、積極的に情報公開に応ずる責務があると主張していることを指していると思われる。

条例は第1条で「この条例は、県民主体の県政を確立する上において、県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、行政文書の公開を請求する権利を明らかにする等県政に関する情報の公開を総合的に推進することにより、

公正で開かれた県政の実現を図り、もって県政に対する県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を一層増進することを目的とする」と定めている。

「かながわ教育ビジョン」の趣旨と条例の目的を踏まえ、情報公開請求に対しては積極的に公開するとの観点から判断をお願いする。

4 実施機関（担当：神奈川県立相模原中等教育学校）の説明要旨

(1) 講演内容の録音、録画、写真について

当該文書として、記録用に講演内容を録音、録画した電子データ及び講演中に撮影した写真が該当する。当該文書については、生徒や講演者や被差別当事者が含まれており、当該情報は特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものである。また、当該文書について、実施機関は当該文書データ等を加工するためのソフトウェア等を保有しておらず、個人識別情報を含む部分を容易に、かつ合理的に分離することができず、条例第6条で規定する部分公開を行うことができない。

併せて、本件請求に際して、令和6年11月28日付けで講演者に対して条例第12条第1項に基づく意見書提出機会付与通知を行ったところ、講演者から、令和6年12月25日付けで、「講演内容の録音、録画、写真」について、「当該講演について、不特定の人に公開することを前提としたものでないこと」、「講演内容に特定個人に関する情報が含まれており、公開することで取り返しのつかない人権侵害等を引き起こすおそれがあること」等から、非公開とすることを希望する意見書が提出された。

したがって、当該文書には氏名や個人を特定できる映像等が含まれており、個人識別情報に該当し、また、前述のとおり条例第6条で規定する部分公開を行うことができないことから、全部非公開とした。

なお、請求人は、「公教育としての授業の内容は広く県民にも公開されるべきもので、条例第5条第1号に該当せず、全部非公開とする理由はない」、「授業で使用される教科書、副読本、その他の補助教材等は、全て公開対象であり条例第5条第1号に該当しない」及び「授業としての講演は、公平性・公正性・公開性等が求められることを前提に行われたものであり、条例第5条第1号に該当しない」旨主張するが、上記記載のとおり、

当該文書には条例第5条第1号で規定する個人識別情報が含まれており、また、同号ただし書の例外規定にも該当しないことから、非公開としたことは妥当である。

(2) 生徒の感想文（振り返りシート）について

当該文書として、講演の後に、単元の振り返りとして生徒に書かせた感想文が該当する。

当該文書について、生徒の氏名が記載されており、当該箇所を公開すると特定の個人を識別することができ、若しくは識別され得ることから、個人識別情報に該当するため非公開とした。

また、当該文書のうち、生徒の感想文には、生徒それぞれの思想やアイデアが反映されており、個人の人格と密接に関係するものである。そのため、当該箇所を公開すると、生徒個人の権利利益を害するおそれがあることから、権利利益侵害情報に該当するため非公開とした。

なお、請求人は、「生徒の感想文は、生徒個人の所感であると同時に、授業がどのような効果や影響を及ぼしたかを測る資料」であり、「授業全体を構成する資料として公的な性格を併せ持っている」ため、「個人が判別できる箇所を除き公開すべき」旨主張するが、上記記載のとおり、当該文書には条例第5条第1号で規定する個人識別情報及び権利利益侵害情報が含まれており、また、同号ただし書の例外規定にも該当しないことから、非公開としたことは妥当である。

(3) その他について

その他請求人は種々主張するが、行政文書公開請求があった場合、条例に基づいて諾否決定を行うことから、当該主張は諾否決定の判断に影響しない。

5 審査会の判断理由

実施機関は、別表の項番1の「公開文書」欄に掲げる行政文書（以下「対象文書①」という。）に含まれる情報の全部及び項番2の「公開文書」欄に掲げる行政文書（以下「対象文書②」という。）に含まれる情報の一部が条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に本

件処分を行ったところ、審査請求人はその取消しを求めているため、以下、当該処分の妥当性について検討する。

(1) 対象文書①について

ア 条例第5条第1号該当性について

当審査会が見分したところ、対象文書①は、授業の一環として実施された講演会（以下「本件講演会」という。）の講師が生徒に対して講演を行う様子の映像であって、講師や生徒等の容姿及び声並びに講演で使用している映像に映る個人の容姿及び声といった、個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報が記録されているため、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であることは明らかであり、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的に公開対象となる情報のいずれにも該当しないものと認められる。

イ 条例第6条の規定に基づく部分公開の義務の有無について

条例第6条第2項は、「公開請求に係る行政文書に前条第1号に該当する情報（特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とし、実施機関に部分公開の義務を課している。

この点、対象文書①に係る情報は、講師や生徒等の容姿及び声並びに講演で使用している映像に映る個人の容姿及び声が連続的に記録されており、本件が特定学校における限られた生徒を対象とした授業の映像であることも踏まえると、当該情報はその全体が「特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等」（条例第6条第2項）と認められることから、部分的に除くことはできない。

よって、実施機関が対象文書①を部分公開しなかったことは妥当である。

(2) 対象文書②について

ア 条例第5条第1号該当性について

当審査会が見分したところ、対象文書②は、本件講演会に出席した生徒の感想文であり、当該生徒の氏名、年次、組及び講演に対する感想文並びに当該感想文に対する教師のコメントが記載されており、当該生徒の氏名等それ自体で特定の個人が識別できる情報が、その余の情報と一体となって記録されていることが認められる。したがって、対象文書②に含まれる情報は全体として、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報と認められ、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的に公開対象となる情報のいずれにも該当しないものと認められる。

イ 条例第6条の規定に基づく部分公開の義務の有無について

次に、対象文書②における部分公開の義務の有無を検討すると、その非公開情報から、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる氏名等の記述を除いた結果残る情報は、講演に対する感想文及び感想文に対する教師のコメントであると認められる。

この点、講演に対する感想文には、生徒の思想や信条などが率直に表現されており、また、感想文に対する教師のコメントも、生徒の感想文に対する率直な評価が記載されていることから、いずれの情報も、一般的には他人に知られることを忌避する性質の情報であるものと認められる。そして、本件講演会に限られた生徒を対象としたものであり、一定の関係者であれば個人特定が可能となることは否定できないことも踏まえると、当該情報は「公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがない」（条例第6条第2項）とは認められない。

よって、実施機関が当該情報を部分公開しなかったことは妥当である。

(3) 結論

以上のことから、実施機関が、対象文書①に含まれる情報の全部及び対象文書②に含まれる情報の一部を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

項番	公開請求に係る行政文書の内容	処分内容	公開文書
—	講演会実施についての企画書、提案書、許可書	一部公開 (条例第5条第1号本文)	講演会実施についての企画書等(起案及びメール)
—	準備のために作成した資料一式	一部公開 (条例第5条第1号本文)	準備のために作成した資料(授業単元計画)
—	授業で生徒に配布した資料	文書不存在	—
1	講演内容の録音、録画、写真	全部非公開 (条例第5条第1号本文)	講演内容の録画
2	生徒の感想文	一部公開 (条例第5条第1号本文)	生徒の感想文(振り返りシート)
—	講師謝礼の領収書	一部公開 (条例第5条第1号本文)	講師謝礼の領収書(システムから出力した資料)
—	その他本件に関する資料一式(教育委員会が作成した資料も含む)	全部公開	その他資料(高校教育課が作成した資料)

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年5月1日 (収受)	○ 諮問
令和8年2月20日 (第265回部会)	○ 審議
令和8年3月19日 (第266回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
釧 持 麻 衣	関東学院大学准教授	部 会 員
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(令和8年4月17日現在) (五十音順)